

令和 5 年 1 1 月 6 日

報道各社 様

連絡先 伊達市 健康福祉部高齢福祉課 担当：大波浩之 電話 024-575-1125
--

事案名	介護保険の保険料における賦課権の期間制限の起算日誤りについて
発生日時	令和 5 年 9 月 1 1 日（月） 午後
発生場所	健康福祉部高齢福祉課
担当部署（連絡先）	健康福祉部高齢福祉課 024-575-1299
事案の内容	厚生労働省が今年の 9 月に全国の自治体に宛てた起算日に関する解釈の通知を受け、点検したところ、介護保険料遡及賦課の起算日の解釈で誤りがあることが分かりました。 これにより、介護保険の賦課について、所得税・住民税の修正申告等により、遡って変更を行った平成 2 7 年度から令和 2 年度分の介護保険料の特別徴収について、一部の介護保険被保険者の方に対し、保険料を過大に徴収または還付していたことが判明しました。 遡って介護保険料を変更する場合の「最初の納期」について、特別徴収は保険者に納入される期限である 5 月 10 日とすべきところですが、本市においては普通徴収と同じ最初の納期限である 7 月 31 日として取り扱っていました。 このため、特別徴収において本来賦課決定できない期間（5 月 11 日～7 月 31 日）にも変更処理をしていたことから、過大徴収または過大還付が生じたものです。 点検を行った結果、 過大徴収 2 名 34,500 円 過大還付 7 名 174,040 円の処理誤りがありました。
初動対応	対象の方と金額が確定したため、対象者へ連絡を取り、還付の手続きを進めるとともに、再発防止に向け手続きの確認や改善を進めている。
今後の対応	過大徴収していた 2 名の方に対して還付手続きを進め、過大還付していた 7 名の方については、時効により賦課権が消滅しているため、保険料の返還を求めない。 再発防止に向け手続きの確認や改善を進めていく。